

○ 保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法を定める件（平成八年大蔵省告示第五十号）

改正後	現 行
<p>（資本金、基金、準備金等の計算）</p> <p>第一条 保険業法施行規則（以下「規則」という。）第八十六条第一項第五号、第六十一条第一項第五号及び第九十条第一項第五号に規定する金融庁長官が定める率は、百分の九十（ただし、保険会社（外国保険会社等及び引受社員を含む。以下同じ。）が有するその他有価証券（外国保険会社等及び引受社員にあつては、日本において有するその他有価証券）の貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、百分の百）とする（「その他有価証券」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）<u>第八条第二十二項</u>に規定するものをいう。以下同じ。）。</p> <p>2～7 （略）</p> <p>別表第七 （略）</p> <p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> 外貨建債券、外貨建貸付金等からは、為替予約が付されていることにより決済時における邦貨額が確定しているもの及び外貨建負債残高を控除する。 リスク対象資産からは、子会社等に対する出資・貸付金を除く。 邦貨建債券のうち、財務諸表等規則<u>第八条第二十一項</u>に規定するものは除く。 	<p>（資本金、基金、準備金等の計算）</p> <p>第一条 保険業法施行規則（以下「規則」という。）第八十六条第一項第五号、第六十一条第一項第五号及び第九十条第一項第五号に規定する金融庁長官が定める率は、百分の九十（ただし、保険会社（外国保険会社等及び引受社員を含む。以下同じ。）が有するその他有価証券（外国保険会社等及び引受社員にあつては、日本において有するその他有価証券）の貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、百分の百）とする（「その他有価証券」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）<u>第八条第二十一項</u>に規定するものをいう。以下同じ。）。</p> <p>2～7 （略）</p> <p>別表第七 （略）</p> <p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> 外貨建債券、外貨建貸付金等からは、為替予約が付されていることにより決済時における邦貨額が確定しているもの及び外貨建負債残高を控除する。 リスク対象資産からは、子会社等に対する出資・貸付金を除く。 邦貨建債券のうち、財務諸表等規則<u>第八条第二十項</u>に規定するものは除く。